

## グループ討論記録（Cグループ）

（司会）福井県文書館 平野俊幸  
（記録）福島県歴史資料館 山田英明

### はじめに

本来、私の役割は、標記研究会議におけるCグループの討論成果を報告することであった。しかし、現在（平成16年3月）も議論が継続しているため、この小文が中間報告に留まることを、まずはお詫びしておきたい。

さて、本グループのメンバーは、次のとおりである（50音順）。

熱田見子（外務省外交史料館、記録担当） 菅真城（広島大学文書館設立準備室） 榊原幸一（大阪市公文書館、口頭報告担当） 手塚喜久雄（徳島県立文書館） 中島康比古（国立公文書館） 平野俊幸（福井県文書館、司会担当） 水口政次（東京都公文書館） 山田正（北海道立文書館） 山田英明（福島県歴史資料館）

このような多彩な面々だけに当日の議論は多岐に及び、すべてを再現することは困難である。そこで、今回は討議の流れを私なりに整理・再構成させていただき、とくに焦点となった事案を中心に抄出し、紹介することにしたい。

### 討論内容

内容を記すにあたり、前提となる各館の現状を確認しておく必要がある。

事前に提出を命じられたアンケートによると、9館のうち、個人情報の公開・非公開の決定が現課の指示による回答したのは2館にすぎず、またほとんどの館で情報公開条例および個人情報保護条例の適用除外がなされている。つまり、判断にあたり現課との協議を要するか否かを問わず、館として何らかの意見を有する必要があるということである。また、それは、すべての館で独自の基準が存在する（あるいは検討中である）ことから裏付けられる。

ただ実際には、個人情報の公開・非公開が判断された事例はまだ少なく、多くは事例を積み重ねている段階にあるようだ。また、すでに制限基準の見直し

を進めている館も存在したが、今回の研究会議を通じて他館の優れた事例－制限すべき内容や年数、公開にあたっての留意点など－を吸収したいという点では共通しているといえよう。

このうち、内容に関しては様々な興味深い報告が提出された。ただ、それらは各館や地域社会の特性に基づくもので、ここで要約・紹介をすることはかえって誤解や混乱を招く恐れがある。したがって、この部分については、各館の代表者による別の機会を待つこととし、ここでは制限年数と公開手法およびプライバシーについての考え方の3点に絞って筆を進めることにしたい。

まず、年限については「上限の有無やその根拠について、各館で差異がある」という意見が出され、状況の確認が行なわれた。その結果、制限事項に若干の違いがあるものの、年数は30・50・80・100年・無制限という区分が一般的であることが分かった。これは、基準の作成にあたり、ほとんどが他館（具体的には国立公文書館）の規程を参考としたことによっている。

しかし、いずれの館でも「実際に問題となるのは、その運用方法・個別の判断である」という認識で一致し、細かい部分では異論も少なくない。とくに30年という区分については、「情報公開法の対象外となるため、事実上の『塩づけ状態』となる」という意見が出された。

このように、非公開年数については様々な問題点が指摘されている。しかし、一方では「上限を含め、制限期間の理由を明確化しておけば、再チェックをする際の目安となるので、ぜひ共通見解を持っておきたい」という声も存在する。

そこで、引き続き検討を試みたところ、内容に応じて「本人が社会的に活動している期間」・「本人が生存している期間」・「本人および遺族に不利益を及ぼす恐れのある期間」の三段階を設定することが妥当であると確認された。その際、プライバシーを保護すべき範囲を本人のみとするかにも議論が及んだが、「文書館としては遺族の権利・感情にも配慮すべきである」という考えが示され、一同の共感を呼んでいる。しかし、各々の段階が具体的に何年に相当するかについては、時間的制約から合意を得ることはできなかった。

次に、公開制限にあたっての手法について紹介したい。これに関してはマスキングが一般的であるが、全体講義のなかで取りあげられたこともあり、メンバーの関心はどの情報に処理を施すべきであるかというところに向けられた。

そして、各館より具体例が提示されたが、これは極論するとケース・バイ・ケースといえ、一般化することは難しいだろう。しかし、この問題は討論のなかでもとくに意見が集中した部分で、現在も議論が続けられている。そこで、やや乱暴ではあるが、裁判関係の資料を扱う場合を仮定し、各メンバーより提出された意見を当てはめる形で紹介することとしたい。

通常、このケースで個人情報の保護が必要とされるのは犯罪に関する箇所であろう。一部には、裁判が原則公開である以上、その資料もまたすべて公開されるべきであるという主張もあるようだが、現時点ではどの館でも必要に応じた処理を施しているようだ。ただ、そのやり方については意見の分かれるところで、本グループでも2通りの提案されている。

ひとつは個人を特定する情報（たとえば氏名など）を隠す方法で、もうひとつは不名誉部分（罪状など）を伏せる手法である。前者の利点は、原告・被告および関係者の氏名などを除けば、事件の概要や背景などをすべて示すことができることといえよう。これは、「名誉・不名誉の価値は、時代によって大きく変わり得る可能性がある」、あるいは「記録を『国民又は地域住民共通の財産』と考える場合、事由がわかることが重要」という認識に基づいている。

他方、後者の長所は、件名目録（検索簿）の作成が容易なところある。これによって、職員が少数であっても速やかな公開が可能となる。また、「歴史を『有名な、成功した人だけのもの』にしないためにも、特定の人間を生き生きと描き出すような歴史研究が必要で、そのためには氏名という情報は重要だ」という意見も提出された。

氏名と罪状のどちらを重視するかは、資料の利用方法によって変化するため、一方のみが正しいということとはできない。しかし、これは文書館が提供すべき資料はいかにあるべきか、さらにいえば文書館とは何のための機関であるかという根源的な命題とも関わることで、今後グループ内において一層の意見交換がなされることと思われる。

上述の2点との関わりで、プライバシーそのものに関する考え方についても話題となった。具体的には「新聞や刊行物などで周知の事実となった情報も該当するのか」あるいは「公人と私人とでは保護すべき範囲は異なるのではないか」という意見である。

これらについては、他の議論との関係上、十分な討議を行なうことができなかつたが、「プライバシー性というものは、必ずしも時間の経過とともに軽減されるばかりでなく、内容如何では逆に高まるケースもある」という興味深い意見が出された。これは、事件が発生した時点における周知の事柄－とくに犯罪に関する個人情報など－であっても、時とともに忘却されプライバシーの範疇に組み込まれた場合を想定したもので、その際の制限年数や公開方法などをどのようにすべきであるかという問題とも関わってくる。具体的な検討にはまだ入っていないが、「この考えを理論化し、利用制限の規定に組み込めたら」という提案もなされたことを報告しておきたい。

## おわりに

以上、平成15年度実務担当者研究会議におけるCグループの討論内容について、制限年数・マスキング部位・プライバシーに関する考え方の3点に絞って紹介を行なった。いずれも当日の限られた時間内では議論を尽くせず、また現在でも結論を得ていない。ただ、「公文書館における個人情報の保護と公開」をめぐる、ひとつの問題提起たりえるのではないかと考えている。

当グループでは、引き続きこれらの課題に取り組む予定であるし、その結果として何らかの見通しを導き出すことができるかもしれない。その際には、改めて報告の機会をいただき、中間報告とせざるをえなかった今回の不備を補うこととしたい。

なお、この小文の執筆にあたり、記録担当の熱田氏より議事録の提供を受け、各メンバーには原案の確認をいただき、適宜修正を施した。しかし、重要な論点がいくつも抜け落ち、また当日の“熱気”を再現することができなかったことなど不十分な点が少なくない。これらは、すべて筆者である私の責任である。最後になったが、こうした機会を与えてくださった国立公文書館と関係者、そして何より出席者の方々に感謝申しあげたい。